

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年7月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 2400463 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 2400009 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成21年4月30日から同年5月1日に訂正し、平成21年4月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成21年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年4月30日から同年5月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成21年4月30日から同年5月1日まで

私は、請求期間においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及び預金通帳並びに請求期間当時のA社の事業主(以下「事業主」という。)の回答によると、請求者は、請求期間において同社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成21年4月の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年4月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を保険料の徴収権が時効により消滅する前に、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し

提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。